

温泉施設での可燃性天然ガス測定のご案内

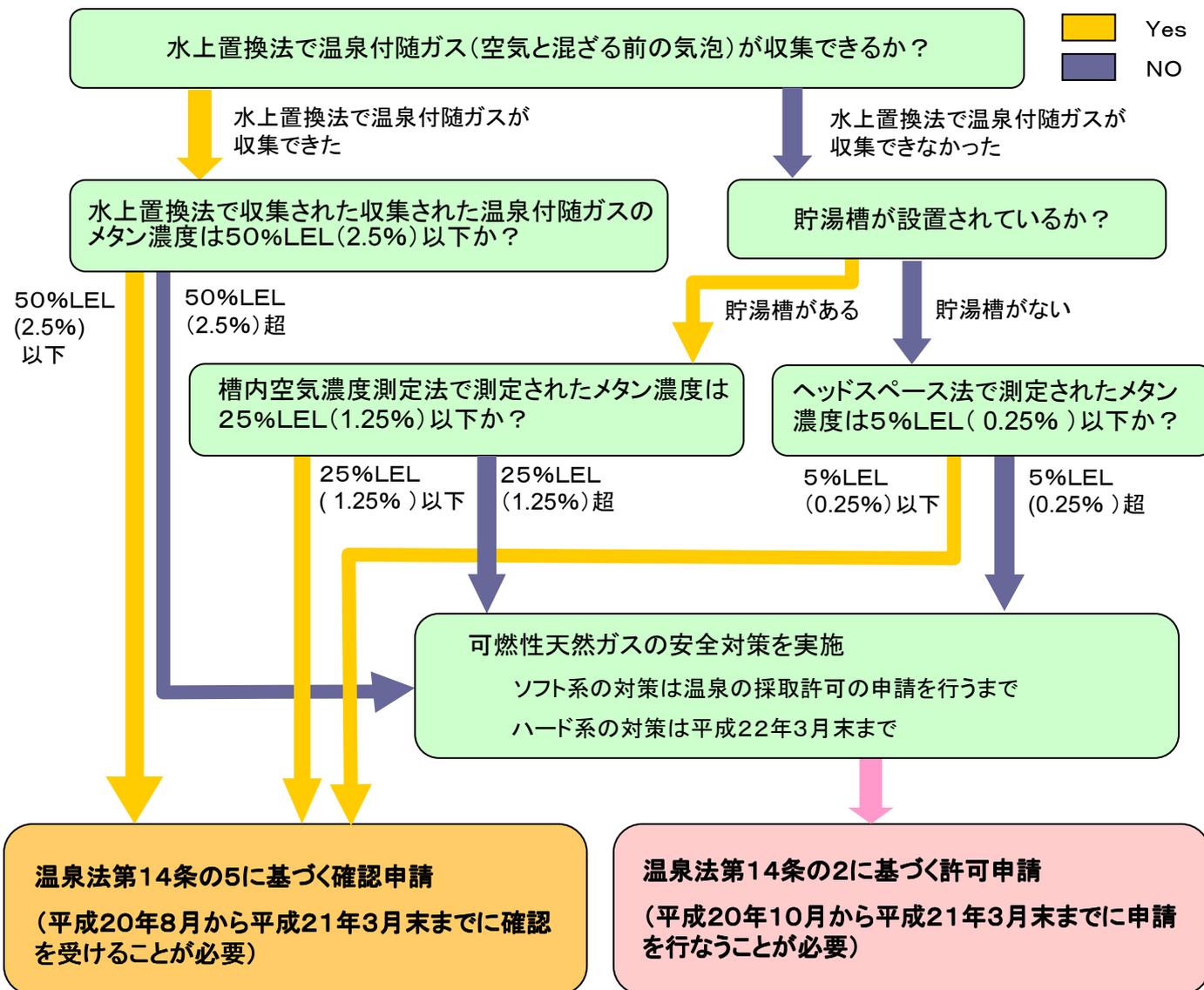
平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉施設において、爆発事故が発生したことを受け、可燃性天然ガス事故を防ぐために温泉法が改正され、平成20年10月1日より施行されます。

温泉をくみ上げ又はくみ上げようとする全ての事業者は、新たに許可申請又は確認申請が必要となります。



当会では、安全対策が必要な温泉か否かを判断する可燃性天然ガスの測定を迅速に提供しており、安全対策要否の確認方法は以下の手順で行います。

*環境省の作成した可燃性天然ガス測定マニュアルに従い、可燃性天然ガスをメタンガスとして測定します。



出典:環境省HP <http://www.env.go.jp/nature/index.html#onsen>

お問合せ先

財団法人 広島県環境保健協会

【企画開発センター 業務開発課】

【東部支所】

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL 082-293-0163 FAX 082-293-8915

〒720-0092 福山市山手町5丁目32番26号

TEL 084-952-0007 FAX 084-952-0009